

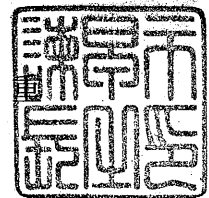
諫早市公告第68号

下記の送達すべき書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該送達すべき書類は、諫早市役所健康保険部介護保険課に保管中につき、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年6月23日

諫早市長 大久保 潔



記

文書名	氏名
令和8年度 介護保険料特別徴収額（仮徴収）変更通知書	末田 敦